

# 『放射線のホント』、 放射線副読本、 そして、朝から生テレビ

2019.4.13

温品(ぬくしな)惇一

放射線被ばくを学習する会・代表

3月30日(土) テレ朝放映



原発と再生エネルギー

# 公共の電波を使い、テレビで誤情報を流した テレビ朝日吉野実氏に断固抗議する！

私たちは、復興庁パンフ『放射線のホント』や文科省の放射線副読本において、食品放射能基準値の誤った国際比較をもとに「日本は世界で最も厳しいレベルの基準」とウソ宣伝していることを指摘し、廃刊署名活動を展開してきました。

3月30日午前1時25分からテレビ朝日で放映された「朝まで生テレビ～原発と日本のエネルギー政策」において、テレビ朝日報道局原発担当の吉野実氏は出典も明らかにせずに下図左の表を示し、「飲料水中のセシウム137は、日本はヨーロッパやアメリカの100倍厳しい基準」と報告し、「基準を緩和すべき」との議論が3分超にわたって続きました。これは大問題です。

| 放射能セシウムの基準値 (ベクレル/kg) |                            | EU   | IAEAの<br>国際基本<br>安全基準<br>(BSS) | WHOの<br>食品摂取基準<br>(CODEX) | USA  |
|-----------------------|----------------------------|------|--------------------------------|---------------------------|------|
| 食品基準                  | 日本の<br>新規規制値<br>(2012年4月～) |      |                                |                           |      |
| 飲料水                   | 10                         | 1000 | 1000                           | 1000                      | 1200 |
| 乳幼児食品                 | 50                         | 400  | 1000                           | 1000                      | 1200 |
| 牛乳・乳製品                | 50                         | 1000 | 1000                           | 1000                      | 1200 |
| 一般食品                  | 100                        | 1250 | 1000                           | 1000                      | 1200 |

「平常」時      緊急時

(緑・赤枠、「平常」時、緊急時は当会が書き加えた)

| 「平常」時の飲料水放射性セシウム基準値* |     |     |
|----------------------|-----|-----|
| 日本                   | EU  | USA |
| 10                   | 8.7 | 4.2 |

\*日本は Bq/kg、EU・USA は Bq/リットル

| 現在の食品規制   |                               |
|---|-------------------------------|
| EU  | 米国、中国、韓国など                    |
| 輸入する日本産食品に日本と同じ基準を適用（汚染食品率想定が日本の5分の1なので、日本の5倍厳しい） | 福島県産食品は基本的に輸入停止。近県産食品も輸入停止が多数 |

第1に上の比較表自体が間違っています。

# トリック比較

放射性セシウムの基準値 (ベクレル/kg) tv asahi

| 食品基準   | 日本の<br>新規制値<br>(2012年4月~) | EU   | IAEAの<br>国際基本<br>安全基準<br>(BSS) | 国連の<br>食品国際規格<br>(CODEX) | USA  |
|--------|---------------------------|------|--------------------------------|--------------------------|------|
| 飲料水    | 10                        | 1000 | 1000                           | 1000                     | 1200 |
| 乳幼児食品  | 50                        | 400  | 1000                           | 1000                     | 1200 |
| 牛乳,乳製品 | 50                        | 1000 | 1000                           | 1000                     | 1200 |
| 一般食品   | 100                       | 1250 | 1000                           | 1000                     | 1200 |

「平常」時                      緊急時

# 緊急時の値としても間違い

土

放射性セシウムの基準値 (ベクレル/kg) tv asahi

| 食品基準    | 日本の<br>新規制値<br>(2012年4月~) | EU   | IAEAの<br>国際基本<br>安全基準<br>(BSS) | 国連の<br>食品国際規格<br>(CODEX) | USA  |
|---------|---------------------------|------|--------------------------------|--------------------------|------|
| 飲料水     | 10                        | 8.7  | ?                              | なし                       | 4.2  |
| 乳幼児食品   | 50                        | 400  |                                | 1000                     | 1200 |
| 牛乳, 乳製品 | 50                        | 1000 |                                | 1000                     | 1200 |
| 一般食品    | 100                       | 1250 |                                | 1000                     | 1200 |

## 米国の輸入規制措置の概要 (平成30年7月9日時点)

米国政府は、輸入アラート（※）において、日本で出荷制限措置がとられた品目について、県単位で輸入停止措置を講じています。

今回、米国政府は、日本における出荷制限措置の設定を踏まえ、輸入停止対象品目を下記のとおり変更しました。

※FDA輸入アラート99-33

[http://www.accessdata.fda.gov/cms\\_ia/importalert\\_621.html](http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html)

| 対象県 | 輸入停止品目   |
|-----|--|
| 青森  | 野生のキノコ類  |
| 岩手  | タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、クロダイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリ肉   |
| 宮城  | ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、クサソテツ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ワラビ、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉  |
| 山形  | クマの肉   |
| 福島  | 原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウバミソウ、ユズ、カサゴ、アユ（養殖を除く）、ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリ肉、キジ肉、ノウサギ肉、カルガモ肉 |

現在の食品規制状況

# 現在の食品規制状況

|    |  |
|----|--|
| 茨城 | 原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イノシシの肉   |
| 栃木 | 野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉 |
| 群馬 | 野生のキノコ類、 <u>野生のコシアブラ</u> 、 <u>野生のタラノメ</u> 、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリ肉、シカの肉                          |
| 埼玉 | 野生のキノコ類  |
| 千葉 | シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉  |
| 新潟 | コシアブラ、クマの肉   |
| 山梨 | 野生のキノコ類  |
| 長野 | 野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉   |
| 静岡 | 野生のキノコ類  |

※前回、米国政府が公表した時点（平成30年6月8日）の輸入停止品目と比較して、削除された品目については取消し線及び赤字で、追加された品目については下線及び赤字で記載しています。

<http://bit.ly/2KuL6Cz>

# 原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域 (2018年11月29日現在)

| 輸出先<br>国・地域            | 輸出額・<br>順位    | 輸入停止措置対象県                      | 輸入停止品目                             |
|------------------------|---------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 香港                     | 1,877億円<br>1位 | 福島                             | 野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳                    |
| 中国                     | 1,007億円<br>3位 | 宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、<br>千葉、東京、長野 | 全ての食品、飼料                           |
|                        |               | 新潟                             | コメを除く食品、飼料                         |
| 台湾                     | 838億円<br>4位   | 福島、茨城、栃木、群馬、千葉                 | 全ての食品（酒類を除く）                       |
| 韓国<br>(WTOにお<br>いて係争中) | 597億円<br>5位   | 日本国内で出荷制限措置がとられた県              | 日本国内で出荷制限措置がとられた品目                 |
|                        |               | 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、<br>群馬、千葉    | 水産物                                |
| シンガポール                 | 261億円<br>8位   | 福島                             | 林産物、水産物                            |
|                        |               | 福島原発周辺の7市町村                    | 全ての食品                              |
| マカオ                    | 38億円<br>23位   | 福島                             | 野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工<br>品、卵、水産物・水産加工品 |
|                        |               | 宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、<br>東京、新潟、長野 | 野菜、果物、乳製品                          |

注：1 輸出額及び順位は、平成29年確定値による。(出典：財務省「貿易統計」)

2 上記6か国・地域のほか、米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止、フィリピンは福島県産の一部の魚種を輸入停止している。

3 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。  
[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/pdf/teishi\\_1811.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/teishi_1811.pdf)

# EU

## 「平常」時の食品基準

|  |     |
|--|-----|
| 飲料水                                    | 8.7 |
| 牛乳、乳製品、<br>乳児用食品                       | 370 |
| その他食品                                  | 600 |
| COUNCIL REGULATION (EC) No<br>733/2008 |     |

## 日本産食品の基準

|  |     |
|--|-----|
| 飲料水・茶飲料  | 10  |
| 牛乳・乳飲料   | 50  |
| 乳児用食品  | 50  |
| その他食品  | 100 |
| COMMISSION IMPLEMENTING<br>REGULATION (EU) No 284/2012 |     |

いずれもBq/kg

**汚染食品の市場占有率想定** 日本:50% EU:10%  
汚染食品が、100Bq/kgだと、消費者が買うときは、  
日本50Bq/kg、EUでは10Bq/kg。**EUは5倍厳しい。**

# EU等の日本産食品への輸入規制の一部改定について

(平成29年12月1日以降)

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/pdf/kisei\\_all\\_1903.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_1903.pdf)

## 1. 輸入規制措置の一部改定

EU及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）（以下「EU等」という）は、日本から輸出される一部の食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。

(証明対象・内容)

| 必要な証明 | 地域              | 品目   |
|-------|-----------------|--|
| 日付    | 47都道府県          | 平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）  |
|       | 福島県             | <ul style="list-style-type: none"><li>・きのこ類</li><li>・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く）</li><li>・大豆</li><li>・柿</li><li>・一部の山菜類<br/>(フキノトウ・フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ)</li></ul> |
|       | 山形県、新潟県、山梨県、静岡県 | <ul style="list-style-type: none"><li>・きのこ類</li><li>・コシアブラ</li></ul>   |

|             |                             |   |
|-------------|-----------------------------|---|
| 放射性物質<br>検査 | 長野県                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ類</li> <li>一部の山菜類<br/>(タラノキ属、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ)</li> </ul>  |
|             | 岩手県、茨城県、<br>栃木県、群馬県、<br>千葉県 | <ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ類</li> <li>水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く）</li> <li>一部の山菜類<br/>(タケノコ及びコシアブラ)</li> </ul>                      |
|             | 宮城県                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ類</li> <li>水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く）</li> <li>一部の山菜類<br/>(タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ)</li> </ul> |
|             | 47 都道府県                     | 上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料   |
| 産 地         | 47 都道府県                     | 上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が 50%を超える食品及び飼料   |

【注 1】 各食品の CN コードは別表 1 から別表 5 までを参照。

【注 2】 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料は、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

# 韓国による日本産水産物等禁輸措置 WTO最終報告書、協定違反を否定

- ・「4月12日、韓国の輸入規制措置が、WTO協定に照らし、日本産水産物等を恣意的又は不当に差別していること、必要以上に貿易制限的なものであることを認定したパネル報告書（第一審）の判断には瑕疵があるとして取り消しました」（外務省）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4\\_004887.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004887.html)

- ・被ばくは少ないほどいいので、「100Bq/kg以下は安全」の日本政府方針は国際的に受け入れられない？
- ・「23カ国で輸入規制継続」と政府は非難するが、**米国の輸入停止**には触れず、報道もされていない。

## 1審 小委員会

「日本の放射線量の基準は  
韓国の基準も満たす  
輸入禁止の必要はない」との  
日本の主張認める

韓国の規制は「差別的」

## 2審 上級委員会

「放射線量をできるだけ  
低い水準に抑えたい」との  
韓国の主張を考慮せず

1審の判断を取り消し

NHK-TV ニュース7 2019.4.12

韓国：食品の放射性セシウム基準値は100Bq/kg？  
食品の放射能を原発事故などない通常  
の環境でのレベルに、1mSv/年より低く、  
できるだけ低く保ちたい。

# 4月10日、抗議し、対応を求めて 「朝生」担当者と話し合い

- 4日 抗議文を郵送
- 5日 片岡さん(原子力資料情報室)が「朝生」担当者に「説明したい」と電話連絡、当会の参加承認を要請。
- 8日 「10日に2人で原子力資料情報室に説明を聞きに行く」。当会の参加に強い難色。
- 9日 テレ朝に抗議文への対応を強く求める。

片岡さんが当会の参加承認を強く求めたところ、オーケー **急きよ、参加へ**

- 「朝生」 出席者: 吉成プロデューサー、手島  
二人ともテレ朝社員ではなく、(株)スターサンズ所属
- 片岡さん(原子力資料情報室)、温品
- 朝生「環境省資料、放射線副読本など参考に表作成」
- 温品: 食品基準値国際比較表の誤りを、出典URLも載せた資料集で説明、政府資料鵜呑みに抗議
- 朝生「資料、政府側の反論など、調査する」  
→ホームページでの訂正、検証番組の放映など?  
来週中に次回話し合いの連絡
- 温品「次回はもっと大勢で」→難色

# 放射能安全宣伝に風穴を！

- 朝生の謝罪・訂正・検証報道を求める

抗議文をもとに、テレ朝に抗議電話

視聴者センター 03-6406-5555

- 『放射線のホント』廃刊署名→省庁交渉

廃刊署名：7000筆を突破

5.18 被ばく学習会→5.20 署名最終集約

6月上旬 省庁交渉(国会議員仲介)